

駒ヶ根市第二種運転免許取得支援事業制度について

市内の公共交通網の維持発展を図るため、新たに市内を運行するバス及びタクシーの運転業務に携わる者の第二種運転免許の取得に要する費用を負担する市内の交通事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する「駒ヶ根市第二種運転免許取得支援事業補助金交付要綱」を制定する。

1. 制度概要について

(1) 補助対象者

駒ヶ根市地域公共交通協議会に所属する事業者

(2) 補助対象経費及び補助金の額

	補助対象	補助対象経費及び補助金の額	補助限度額
1	第二種運転免許取得に係る費用 (大型、中型、普通)	事業者が補助対象従事者の運転免許取得に要する費用 ¹ について負担した額に2分の1を乗じて得た額。	事業者1社につき上限10万円。

※国又は駒ヶ根市以外の地方公共団体等から補助金の交付または交付予定の対象経費については、「補助対象経費」から「交付される補助金額」を控除した額を補助対象とする（図1参照）

2. 申請手続き

(1) 提出期限

事業を開始する前まで

(2) 必要書類

ア 申請書（様式第1号）

イ 第二種免許を取得使用とする従事者を雇用していることを証明する書類

ウ 補助対象経費を証する書類（見積書等）

エ 国、県その他の機関からの補助金等の交付を受けている、または予定している場合は、当該補助金の内容及び金額がわかる書類（交付申請書、交付決定通知書等の写し）

¹ ・申込料、入校料、写真代、適性検査料、教材代、学科教習料、学科測定料、技能教習料、審査料、審査証明料、卒業検定料、卒業証明料及び手数料、受験手数料及び運転免許証交付手数料

3. 実績報告

(1) 報告期日

補助対象事業が完了した日から 30 日を経過する日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで

(2) 必要書類

ア 実績報告書（様式第 5 号）

イ 補助対象経費の請求書及び振込書の写しまたは領収書の写し

ウ 取得した第二種運転免許証の写し

エ 国、県その他の機関からの補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金の内容及び交付決定額がわかる書類（交付決定通知書等の写し）

4. 補助金の返還について

補助対象事業者と補助対象従事者の雇用契約解消に伴い、第二種運転免許の取得に係る経費の返還があった場合、補助金の全部または一部の返還を求める場合がある。

図 1（例）第 2 種運転免許取得費用が 20 万円だった場合

国または他自治体からの補助 10 万	対象経費 10 万	
	補助額 (1/2) 5 万	自社負担 5 万

【お問合せ先】

駒ヶ根市役所企画振興課 地域政策係
課長：久保田 係長：小池 担当：唐澤
TEL 0265-83-2111（内線 248）
FAX 0265-83-4348
E-mail tiiki-sei@city.komagane.lg.jp